

当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

1.1 不在者投票

(1) 不在者投票制度の周知等

投票当日に、選挙権を有しない者であっても、選挙期日には選挙権を有すると見込まれる場合には、期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことができることについて周知を図ること。

また、移動する前の市町村に3ヶ月以上引き続いて居住していた者が県内の他の市町村の区域内に住所を移し、当該他の市町村に住所を有してから3ヶ月に満たない場合であっても、当該他の市町村において不在者投票ができることについて周知を図るとともに、早めの不在者投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。同時に、不在者投票用紙等の交付を請求する際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き鳥取県内に住所を有することの確認を申請する必要があることについても周知すること。

(2) 不在者投票の管理執行

不在者投票の適正な実施のため、その管理に当たっては、万全を期すること。特に、不在者投票の送致漏れや投票箱への投函漏れなどの誤りが生ずることのないよう、各投票所における投票事務が万端に処理できる体制を整備すること。

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙期日には選挙権を有することが見込まれるが選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態であること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。なお、事由に該当する旨の宣誓については、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされたこと。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続が必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日（4月5日）までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、選挙人が署名した文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないものであること。

ウ 国外における不在者投票に関する事項

特定国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日（4月4日）までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないとされていること及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は、選挙の期日前3日（4月6日）までに行わなければならないとされていることから、請求があり次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、各選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日（4月8日）までであること。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は選挙期日前4日（4月5日）までに行わなければならないものであること。

(4) 投票用紙等の交付

県議選挙の選挙期日の告示日以前（3月31日以前）に知事選挙・県議選挙の両方の選挙について、郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、県議選挙の告示日の翌日（4月1日）以後直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、告示日以前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

この場合において、郵送期間等から知事選挙の投票も不可能となるおそれがあると認められる場合は、知事選挙の投票用紙等については、当該選挙期日の告示日の翌日（3月24日）以後直ちに交付すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条第1項の規定により、選挙期日の告示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

告示日の翌日から選挙期日の前日（４月８日）までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、それぞれの選挙において、候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、脱漏、誤り等のないよう留意すること。なお、掲載順序については、市町村委員会が立候補届出締切後に行うくじによること。

(7) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1 2 県内の他の市町村に住所移転した者の投票

(1) 鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者で、県内の他の市町村の区域内に住所を移転した場合において、なお選挙権を有するときは、現に選挙人名簿に登録されている市町村において、引き続き県内に住所を有する旨の証明書を提示し、又は引き続き県内に住所を有することの確認を受けて期日前投票、不在者投票又は選挙期日当日の投票をすることができること。

なお、鳥取県内に住所を有し続けている者について、市町村を単位として２回以上住所を移した場合にも選挙権を失わないので、注意すること。

(2) 「引き続き県内に住所を有することの確認」は、次のとおり行うこと。

ア 選挙人が、投票管理者に対し、引き続き鳥取県内に住所を有することの「確認申請」を行う。

イ 投票管理者は、当該選挙人からアの申請を受けた場合には、直ちに、選挙人名簿に登録されている市町村委員会に対し、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することの「照会」を行う。

ウ 市町村委員会は、投票管理者からイの照会を受けた場合には、直ちに、住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）に基づき、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することを「回答」する。

エ 投票管理者は、ウの市町村委員会からの回答に基づいて、当該転出者が引き続き鳥取県内に住所を有することを確認する。

(3) 各市町村においては、休日においても、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付申請や、「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請が予想されるので、証明書等の交付や確認申請にも対応できるよう、体制の整備について住民基本台帳事務所管課と連携すること（令和５年２月１日付第２０２２００２５１９３５号「鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における住所移転者に係る証明書の交付について（通知）」参照）。

(4) 市町村委員会は、(2)の事務手続きを行うために、万一機器の障害が発生し、本人確認情報の即時提供を受けることができない場合の対策として、選挙人名簿に登録されている法第９条第３項の規定により知事選挙・県議選挙の選挙権を有する者について、あらかじめその者に係る本人確認情報を習得し、当該情報を保存しておくことが望ましいこと（平成２９年９月８日付総務省自治行政局選挙課事務連絡「引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する取扱い上の留意事項について」参照）。

第４ 開票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、その順序は知事選挙を先に行い、県議選挙を後に行うこと。なお、開票事務の迅速化を図るため、知事選挙の開票が完全に終了する前であっても、適宜、県議選挙の開票を開始する等、開票の進捗状況に応じた要員の機動的な配置に留意すること。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

(1) 開票管理者については、前記第３の５と同様に両選挙を通じて適用されるものであること。

(2) 一方、開票立会人に関する法第１２３条第１項の規定により開票立会人は知事選挙と県議選挙の立会人を相互に兼ねることができないのでそれぞれ異なる者を選任しなければならないこと。したがって、人数の制限のくじ及び政党等の制限のくじは各選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会人も別々に行うべきものであるため、誤解の生じないよう事前に関係者に説明しておくこと。

3 開票事務の取扱い

その他開票事務の取扱いについては、別途送付の「開票事務取扱要領」により実施するものとするが、特に次の点に留意すること。

(1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担軽減及び諸経費の節減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。

については、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。

(2) 投票の効力の判定について、事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

(3) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する選挙事務従事者の配置や事務分担について工夫するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。

(4) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。

また、「選挙の厳正な管理執行の確保について（平成３０年４月１７日付け総行管第１３０号）」を踏ま

え、法令遵守の徹底を図るとともに、それぞれの開票における体制や個々の作業等について、過誤が発生し得る余地や不正が混入し得る余地がないかどうかという観点から改めて点検を行い、厳正な開票を確保すること。

(5) 開票事務は開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を同時に行うものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。

(6) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

特に、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行う等してその原因を調査し、安易に処理することのないように留意すること。

4 開票録の検収

開票録については、本日付第202200257076号「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の開票録等の検収について（通知）」で通知したところにより、検収日（4月10日）に持参すること。

5 投票、投票録及び開票録の保存

投票は「投票用紙の適切な保管について（平成30年12月7日第201800249908号）」を踏まえ、有効、無効を区別し、投票録及び開票録を併せて、当該選挙に係る知事、議員の任期間保存すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途配布した「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現へ向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生の抑制とリサイクルの推進を図ること。

(2) 掲示板の区画番号は、一連番号であること。

(3) 知事選挙のポスター掲示場と県議選挙のポスター掲示場を同一場所に設置することとなるため、その維持管理については万全を期し、倒壊・破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。

(4) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日（4月9日）においては、補修する場合を除いては、再掲示することはできないので留意すること。

(5) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「各種報告等通知」に定めるところにより、所定の期限（知事選挙、県議選挙とも2月20日）までに県委員会に提出すること。

2 公営施設使用の個人演説会

(1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催することのできる日時の予定表を、あらかじめ管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。

(2) 市町村委員会は、管内の公共施設について法第161条第1項第3号の規定により指定すべき施設の把握に努め、公営施設を指定したときは、「各種報告等」に定めるところにより、所定の期限（2月24日）までに報告すること。

(3) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

3 選挙公報

各選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日の前2日（4月7日）までであるが、各市町村委員会にはそれぞれ次の日程で配布するので、あらかじめ配布計画を立てておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、各世帯、各指定病院等へ配布すること。

また、県議選挙において転居等により配布を受けなかった選挙人は、現に居住する地の市町村委員会に申し出て該当する選挙公報の交付を受けることができるものであること。

区 分	期 日
知事選挙	3月27日（月）
県議選挙	4月2日（日）

第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、政党その他の政治団体による政治活動が法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるよう関係当局との連絡を密にするとともに、違法なポスター等の掲示については「鳥取県の議会の議員及び長の選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について（通知）」（令和4年10月3日付第202200158684号）で通知したところにより、適切に措置すること。

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに知事選挙又は県議選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、告示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。（法第201条の14第1項）

第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別に配付する「投票速報実施要領」により速報体制の確立を図るとともに、人員体制及び事前準備等にも十分留意すること。
- 2 県下の投票率を推定するため、別途通知するところにより、一部市町において投票状況の報告を求めること。

第8 啓発活動

今回の選挙においては、別途通知する「鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙に係る啓発について」（令和5年2月20日付第202200271416号）で通知したところにより、各市町村委員会においても、選挙が円滑に執行されるよう市町村明い選挙推進協議会他関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。

なお、啓発活動に当たっては、次のことに特に留意すること。

- 1 高等学校や大学などをはじめ、教育委員会等の関係機関と十分に連携し、就職や進学等による引越しの際に住民票の異動をすべき旨の周知や市町村の区域外に転出し、住民票を異動してから間もない場合でも不在者投票の方法により投票することが可能であることなど、その投票方法等について積極的に周知を行うこと。
- 2 選挙権を得ることとなる高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり、公職選挙法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、公職選挙法等に違反することがないよう、必要な周知に努めること。
- 3 選挙人が安心して投票できるよう、投票所等において実施している感染症対策の内容を十分に周知するとともに、マスクの着用をお願いなど、予防対策をした上での投票参加の呼びかけを行うこと。また、選挙人の分散を図る観点から期日前投票の積極的な呼びかけを行うほか、投票所等の混雑状況の情報提供に積極的に務めること。
- 4 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）に基づく特例郵便等投票制度（以下「特例郵便等投票」という。）について、各種媒体（投票所入場券への掲載又は啓発素材の同封等）を活用し、特定患者等選挙人のみならず、住民に広く周知すること。

第9 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、「統一地方選挙における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和5年2月20日付第202200269423号）で通知したところによること。

第10 その他

- 1 知事選挙と県議選挙とを同時に執行することから、特に次の点に留意すること。
 - （1）投票所及び開票所には、知事選挙名と県議選挙名との双方について記載した標札を掲げること。
 - （2）投票録及び開票録については、それぞれの選挙ごとに作成すること。
- 2 点字による候補者の氏名表を作成し、配布する予定であり、これに関する事項については、別途通知する予定であること。

また、点字又は音声による「選挙のお知らせ」を配布する予定であり、これについても別途通知する予定であること。

指定病院等から点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。
- 3 投・開票事務に従事する者については、選挙の公正や投票の秘密保持に遺漏のないようにすること。
- 4 選挙執行委託費の経理に当たっては、必要資材の調達、選挙の執行体制等について従来の慣行にとらわれず、経費の削減や職員の負担軽減の観点から、全般的に検討を加え、事前に周到な計画を立てて、経費の効率的な支出に努めること。
- 5 知事選挙及び県議選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。
- 6 天災その他避けることのできない事故等により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときの対応等については、「災害等により投票日当日投票ができない場合の対応等について（通知）」（令和3年9月3日付第202100132083号）によること。

（11）違反文書図画の措置等について

第202200280191号

令和5年2月20日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における違反文書図画の措置等について（通知）

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）を前に、立候補予定者の氏名等を表示したポスター、立札及び看板等の文書図画について、告示の前後にかかわらず違法であるものをそのまま放置しておくことは、選挙の公正を著しく阻害することになります。

これらの文書図画については、下記により措置することとしましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、このことについては、鳥取県警察本部と別添のとおり協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 選挙運動用文書図画

(1) 県の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示前に掲示されている候補者等に関する文書図画で、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第147条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

(2) 市町村の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示後に掲示されている候補者等に関する文書図画で、法第147条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

2 政治活動用文書図画

(1) 県の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示前に掲示された文書図画で、法第201条の14第2項の規定による撤去命令の対象となるものについて、告示後に撤去命令を発すること。

(2) 市町村の選挙管理委員会が行う措置

知事選挙又は県議選挙の告示後に掲示されている政治活動用文書図画で、法第201条の11第11項の規定による撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

3 その他

(1) 知事選挙の告示日から選挙期日までの間、政党その他の政治活動を行う団体は、鳥取県の全域において、その政治活動を規制されることとなるが、知事選挙又は県議選挙における確認団体となった場合には、一定の範囲内でその規制された政治活動を行うことができるものであること。

(2) 2については、政治活動用ポスターで当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、その日のうちに当該選挙区（知事選挙においては鳥取県の全域）において当該ポスターを撤去しなければならないこと。

(3) 警察機関が1又は2に該当する文書図画の掲示事実を発見したときは、知事選挙又は県議選挙の告示後の違反については、所轄の警察署から当該市町村の選挙管理委員会に通知されるものであること。

(4) 撤去命令を発するに当たっては、別紙「違反文書図画」を参照の上、その根拠条文に正確を期すること。

(5) 撤去命令の相手方は、当該文書図画に掲示責任者が記載してあるものについては当該掲示責任者、それ以外のものについては当該文書図画の表示に係る者又はその団体の代表者とする。

(6) 撤去命令を発する際は、参考「撤去命令文書様式」を参照すること。

(7) 撤去命令を発したときは、当該命令書の写しを所轄警察署に1部、県の選挙管理委員会に2部送付すること。

(8) 撤去命令に関する文書は、全て速達及び配達証明で処理すること。

(9) 違反についての確認が困難なもの及び選挙運動用と政治活動用との区別が困難なものについては、県の選挙管理委員会と協議すること。

*別添、別紙及び参考 略

(12) 物資輸送について

第202200245736号

令和5年2月6日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

このことについて、下記のとおり輸送（受渡し）しますので、別紙を参照の上、確実に受領していただきますようお願いします。

また、鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会事務局におかれましては、下記1の輸送（受渡し）期日における担当者の派遣をお願いします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願します。

記

1 輸送（受渡し）期日

第1回 令和5年3月16日（木）

第2回 令和5年3月27日（月）

第3回 令和5年3月28日（火）

第4回 令和5年4月2日（日）

第5回 令和5年4月4日（火）

2 輸送（受渡し）物品の種類

別紙1のとおり

3 輸送（受渡し）物品の数量

別紙2のとおり

4 受渡方法

別紙3のとおり

5 輸送日程等

別紙4のとおり

6 留意点

諸物品の受渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認のための身分証明書（職員証等）を提示すること。

第202200245736号

令和5年2月6日

鳥取県東部地域振興事務所長、鳥取県八頭県土整備事務所長、鳥取県中部総合事務所地域振興局長、鳥取県西部総合事務所地域振興局長、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

このことについて、下記のとおり輸送（受渡し）しますので、別紙を参照の上、確実に受領していただきますようお願いいたします。

なお、保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いいたします。

記

1 輸送（受渡し）期日

第3回 令和5年3月28日（火）

2 輸送（受渡し）物品の種類

別紙1のとおり

3 輸送（受渡し）物品の数量

別紙2のとおり

4 受渡方法

別紙3のとおり

5 輸送日程等

別紙4のとおり

6 留意点

諸物品の受渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認のための身分証明書（職員証等）を提示すること。